

萩市地域公共交通計画策定にかかる変更認定申請について

1. 趣旨

令和6年6月26日付けで提出した「地域公共交通計画」について、現計画が令和7年3月に計画期間終了となるため、令和7年4月策定の新計画に沿った内容に変更し、変更認定の申請をするもの

2. 変更箇所

- ・地域公共交通計画の地域間幹線系統の位置付け部分の抜粋
- ・添付資料の赤字部分

3. 提出日

本会議で協議が調い次第、速やかに提出予定



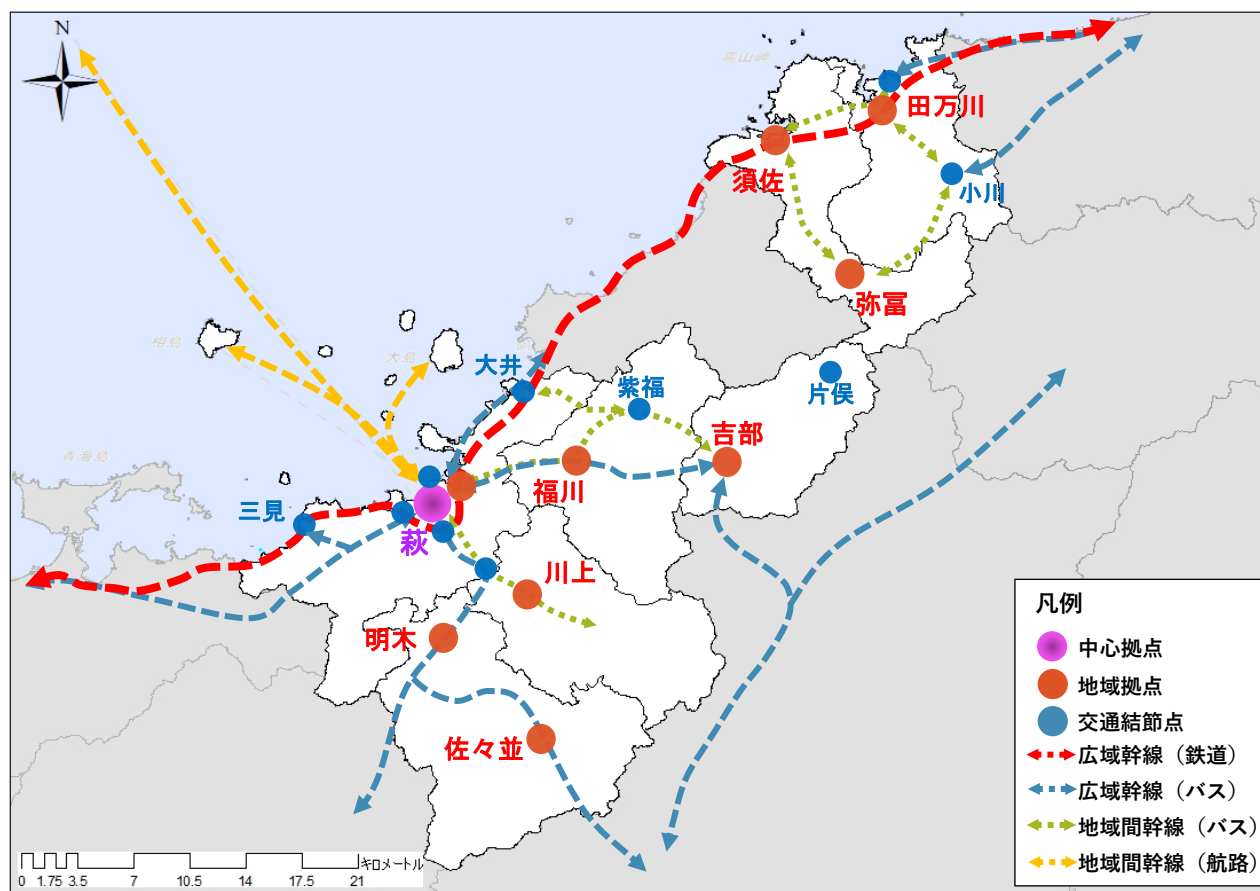
萩市地域公共交通計画

Hagi City Regional Public Transportation Plan



令和 7 年 4 月

1-1-1 萩市地域全体の将来像（幹線）



位置付け		役割
幹線		市内の地域間移動や市内と隣接市を結ぶ広域交通
	広域幹線 (鉄道・バス)	鉄道は主に通勤・通学や観光客など来訪者の移動手段であり、隣接市と結ぶ広域移動交通として市民の生活に欠かせない基幹交通の役割を担う。 路線バスは市中心部と隣接市を結び、通勤・通学、二次医療機関への通院、大型商業施設等への買い物への手段として利用されており、地域住民の日常生活に欠かせない基幹交通の役割を担う。
	地域間幹線 (バス・航路)	市中心部と地域間の移動や観光客など来訪者の市中心部への移動手段を担う。
支線		市中心部や地域内を移動し、交通結節点や拠点施設への移動手段となる地域内交通
	地域内交通 (萩循環まあるバス)	市中心部における医療機関への通院、大型商業施設等への買い物手段等、生活拠点や観光施設への移動手段を担う。
	地域内交通 (地域巡回ぐるっとバス)	地域における医療機関への通院、商業施設や金融施設等、生活拠点や交通結節点への移動手段を担う。
	地域内交通 (自家用有償旅客運送)	
	地域内交通 (タクシー)	地域住民や観光客の個別ニーズに対応する移動手段を担う。

(1) 地域公共交通確保維持事業の必要性

① 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における確保・維持策

位置付け	系統	役割	確保・維持策	
幹線	市内の地域間移動や市内と市外をつなぐ広域交通			
広域幹線 （鉄道）	J R 山陰本線	・ 東萩駅を中心に市内の地域間移動や市内外を結ぶ。 ・ 通勤・通学や買い物・通院などの他、観光客など来訪者の移動を担う。	・ 鉄道利用促進活動の推進し、現状の移動ニーズを賄う運行水準を維持しながら持続可能な運行を図る。	
広域幹線 （バス）	新山口～大田～東萩駅前	・ 東萩駅前をはじめ、市内主要交通結節点等から隣接市へとつなぐ、広域交通を担う。 ・ 通勤・通学や買い物・通院等や、観光客など来訪者の交通手段を担う。	・ 地域公共交通確保維持事業を活用し、事業者と協働し、現状の移動ニーズを賄う運行水準を維持しながら、持続可能な運行を図る。	
	萩商工高校前～萩センター・東萩駅・越ヶ浜～奈古駅前			
	医光寺前～日赤・田万川温泉～江崎港			
	山口駅～県庁・野田・明倫センター～東萩駅前			
	青海大橋～（快）東萩駅前			・ 事業者と協働し、現状の移動ニーズを賄う運行水準を維持しながら、利用促進を強化する。
	東萩駅前～サファリ～秋芳洞			
	吉部～三谷・県庁～湯田温泉			
	津和野センター～三谷・吉部～東萩駅前			
	医光寺前～美濃地～小島			
	益田駅前～美濃地～小島			
益田駅前～持石海岸～須佐駅前				
地域間幹線 （バス）	防長交通（上記以外の市内を運行する系統）	・ 地域内における、交通結節点間の移動や市内の主要交通結節点への移動を担う。		
地域間幹線 （航路）	離島航路（見島・大島・相島）	・ 島と本土間の移動を担う。		
支線	市中心部・各地域内を移動し、交通結節点や拠点施設への移動手段となる地域内交通			
地域内交通 （定路線）	萩循環まあるバス	・ 市中心部における生活拠点や観光施設への移動手段を担う。	・ 行政・市民・事業者等と連携した取組により、地域の実情に応じた運行体制を確保する。	
地域内交通 （定時・デマンド）	各地域ぐるっとバス	・ 居住エリアと生活拠点や交通結節点間の移動を担う。		
地域内交通 （自家用有償旅客運送）	各地域の自家用有償旅客運送			
地域内交通 （タクシー）	タクシー	・ 主に各地域内を運行し、幹線や拠点等への移動を担う。		

② (1)を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性

萩市では、市内外を結ぶ広域交通や市内各地を結ぶ支線交通が運行されており、学生や高齢者など、運転免許証を持たない市民等にとっては必要不可欠な公共交通機関である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

③ 補助系統を含む地域公共交通の事業及び実施主体の概要

系統名	起点	経由地	終点	事業 許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の 活用 (R6 年度)
新山口駅～大田～ 東萩駅前	新山口駅	大田	東萩駅前	4 条乗合	路線定期運行	防長交通	幹線補助 車両減価 償却費等 補助
萩商工高校前～萩 センター・東萩 駅・越ヶ浜～奈古 駅前	萩商工高校前	萩センタ ー・ 東萩駅・越 ヶ浜	奈古駅前	4 条乗合	路線定期運行	防長交通	
医光寺前～日赤・ 田万川温泉～江崎 港	医光寺前	日赤・田万川 温泉	江崎港	4 条乗合	路線定期運行	石見交通	
湯田温泉通～山口 駅・県庁・野田・明倫 センター～東萩駅 前	湯田温泉通 ・山口駅	県庁・野田・ 明倫センタ ー	東萩駅前	4 条乗合	路線定期運行	JR バス 中国	
青海大橋～（快） 東萩駅前	青海大橋（快）		東萩駅前	4 条乗合	路線定期運行	防長交通	山口県補助
吉部～三谷・県庁～ 湯田温泉	吉部	三谷・県庁	湯田温泉	4 条乗合	路線定期運行	防長交通	
津和野センター～ 三谷・吉部～東萩 駅前	津和野 センター	三谷・吉部	東萩駅前	4 条乗合	路線定期運行	防長交通	
東萩駅前～サファ リ～秋芳洞	東萩駅前	サファリ	秋芳洞	4 条乗合	路線定期運行	防長交通	萩市補助
医光寺前～美濃地 ～小島	医光寺前	美濃地	小島	4 条乗合	路線定期運行	石見交通	
医師会病院～美濃 地～小島	医師会病院	美濃地	小島	4 条乗合	路線定期運行	石見交通	
益田駅前～持石海 岸～須佐駅前	益田駅前	持石海岸	須佐駅前	4 条乗合	路線定期運行	石見交通	
医光寺前～日赤・ 田万川温泉～須佐 駅前	医光寺前	日赤・田万川 温泉	須佐駅前	4 条乗合	路線定期運行	石見交通	
江崎港～持石海岸 ～益田駅前	江崎港	持石海岸	益田駅前	4 条乗合	路線定期運行	石見交通	

系統名	起点	経由地	終点	事業 許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の 活用 (R6年度)
萩センター～越ヶ 浜・大井～堀越	萩センター	越ヶ浜・大井	堀越	4条乗合	路線定期運行	防長交通	山口県補助
萩センター～東萩 駅・押原～堀越	萩センター	東萩駅・押原	堀越	4条乗合	路線定期運行	防長交通	萩市補助
萩センター～東萩 駅・押原～吉部	萩センター	東萩駅・押原	吉部	4条乗合	路線定期運行	防長交通	
萩センター～吉部	萩センター	—	吉部	4条乗合	路線定期運行	防長交通	山口県補助
片俣～吉部	片俣	—	吉部	4条乗合	路線定期運行	防長交通	萩市補助
片俣～車庫前	片俣	—	車庫前	4条乗合	路線定期運行	防長交通	
萩センター～東萩・ 目代～阿武川温泉 前	萩センター	東萩・目代	阿武川温泉 前	みなし 4条	路線定期運行	防長交通	山口県補助
萩センター～松陰 大橋・目代～阿武川 温泉前	萩センター	松陰大橋・目 代	阿武川温泉 前	みなし 4条	路線定期運行	防長交通	

添付資料

令和 年 月 日

(名称) 萩市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
萩市においては、平成17年3月6日に旧萩市・川上村・田万川町・むつみ村・須佐町・旭村・福栄村と1市2町4村が合併し、現在698.31㎡と広大な面積を持ち、山口市や島根県益田市へと通じる幹線交通であるバスや鉄道を軸に市域内に広範に路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより構成される公共交通機関網が広がっている。 これらの公共交通について、山口市・益田市の総合病院や学校、大規模商店等へは、幹線交通が唯一の移動手段であり、学生、高齢者や障がい者など車を持たない、あるいは、利用することができない人々を中心に通学・通勤、買い物や通院などの社会生活を送るにあたり、公共交通の維持・確保は極めて重要である。 しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。 また一部地域では、減便や路線廃止など、利用者の利便性が低下している地域もある状況にある。 このため、地域公共交通確保維持事業により、関係市町の地域幹線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
・市内路線バスの利用者について、幹線補助系統では、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し、令和7年度計画期間中の利便性向上を図ることで、計画の最終目標値である「キロ当たり0.23人」以上の目標達成に繋げる。 ・公共交通の収支率について、令和5年度実績値から1%以上改善させることで、萩市内路線バスの収支率を42.0%以上(直近年度の実績33.3%)とすることを目指す。 ・人口減少が見込まれる中、公共交通にかかる財政負担額の増加を最低限に抑え、1人当たり30,867円を目指す(直近年度の実績1人当たり26,099千円)。 (萩市地域公共交通計画 P27-28 参照)
(2) 事業の効果
地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な交通手段が確保される。また、広域的・幹線的系統と地域的・支線的系統の有機的な連携により、効率的な地域交通網が形成され、住民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・系統や便数、運行ダイヤの見直し(各事業者) ・こども50円バスやデジタルチケット等の利用促進策の実施(各事業者) ・これまで公共交通ネットワークの全体像がつかめず、運行ダイヤの調べ方が分からない、乗り継ぎが心配などの公共交通利用に対する不安を解消するため、地域別の公共交通利用ガイドの作成を行う。(市・各バス事業者) ・検索から予約、決済が一括でできるサービスの導入を目指す(市・各運行主体) (萩市地域公共交通計画 P29-35 参照)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1のとおり。(該当系統を色づけ)

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
表2のとおり。(該当系統を色づけ)
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・交通事業者による利用状況等のデータの収集・分析及び萩市との共有 ・新規事業の企画・立案、施策の実施・進捗管理、目標管理（萩市地域公共交通会議） ・地域等における要望等の取りまとめ (萩市地域公共交通計画 P37 参照)
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別添「生産性向上の取組検討シート」のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(防長交通) ・当社における乗合バスの平均使用年数は約20年と長期化しており、運行を維持する為にも、そうした老朽車両の代替を進めていく必要がある。 ・老朽車両の代替が滞ると、使用可能車両の減少を理由とした路線廃止や減便といった事態が発生し、地域住民の日常生活等に大きな影響を及ぼす可能性もある。 ・地域間幹線系統を含めた全体的なバス路線の維持またバリアフリー化を促進するためにも、老朽車両を代替することの必要性は極めて高いものと考えている。 (JRバス中国) ・JRバス中国（株）における一般乗合バス車両は、車齢20年を超える車両があり、使用年数が長期化し老朽化が懸念される。しかしながら、路線の廃止による減便から老朽車両を減車し、令和5年9月末時点では高床車が0両となる。

- 山口県内でも、車両の老朽化はあるものの、高床車においては0両となる。
老朽車両（ワステップ）を新車（ノンステップ）に代替することは、利用者の利便性向上及び安全・快適な移動手段の確保並びに運行の確保のため、車両の代替は重要である。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

（防長交通）

- 老朽車両の代替としては、超低床ノンステップバスを予定しており、令和6年9月末時点における低床車両比率は72%（129両）の見込みであるが、これを令和7年9月末までに75%以上（134両）とする。

（ＪＲバス中国）

- 老朽取替時には、ノンステップ車両を導入する。
- 山口県内において、一般路線バスの低床車両比率（ワステップ含む）は、令和5年9月末時点で、100%（29両）である。
- また、ＪＲバス中国（株）全体の一般路線バス低床車比率（ワステップ含む）についても、令和5年9月末時点で、100%である。

（２）事業の効果

新たに車両を取得することにより、地域間幹線バス系統の維持や、地域で生活する高齢者をはじめとする移動制約者の日常生活に必要不可欠な移動手段の確保の一助となる。さらには、住民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

定量的な事業の目標を導入することにより、収支改善に結びつけることが期待できる。

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表6及び7のとおり。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

萩市交通ネットワーク計画（萩市地域公共交通網形成計画）策定（令和元年12月）

- ・ 令和2年2月14日 第3回萩市地域公共交通会議開催
 - (1) 須佐・田万川循環線の廃止について
 - (2) 吉部～御舟子線の減便及び一部区間の廃止について
 - (3) 萩バスセンター～若宮神社線の廃止について
 - (4) 形成計画に位置付けられた事業の実施について
- ・ 令和2年8月31日 第1回萩市地域公共交通会議開催
 - (1) 萩市地域公共交通網形成計画に係る事業推進について
 - (2) まあーるバス運行の見直しに向けた調査事業の実施について
- ・ 令和3年1月19日 第2回萩市地域公共交通会議開催（文書協議）
 - (1) まあーるバス運行見直しに向けた調査事業の実施について
 - (2) 萩市地域公共交通会議設置要綱の改正について
- ・ 令和3年5月18日 第1回萩市地域公共交通会議開催
 - (1) 萩市交通ネットワーク計画で定める目標と現状について
 - (2) 萩循環まあーるバス運行見直し（案）について
 - (3) 萩循環まあーるバス運行見直しスケジュール（案）について
 - (4) 萩循環まあーるバス運行見直しに係る実証運行の実施について
- ・ 令和3年8月13日 第2回萩市地域公共交通会議開催
 - (1) 萩市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について
 - (2) 阿武町コミュニティワゴン運行変更計画案について
 - (3) 萩循環まあーるバスの運行ルートの見直しに係る実証運行計画について
- ・ 令和3年10月11日 第3回萩市地域公共交通会議開催（文書協議）
 - (1) 萩・石見空港～萩間乗合タクシーの運行の一部見直しについて
- ・ 令和4年3月18日 第4回萩市地域公共交通会議開催
 - (1) 萩循環まあーるバスの実証運行の調査結果報告と見直しの方向性について
 - (2) 萩循環まあーるバスの運賃の適用方法の見直しについて
 - (3) 萩市交通ネットワーク計画で定める目標と現状について

- ・令和4年 5月31日 第1回萩市地域公共交通会議開催
 - (1) 萩市交通ネットワーク計画で定める目標と現状について
 - (2) 萩循環まあるバスの見直しルート及び本格運行について
- ・令和5年 1月18日 第3回萩市地域公共交通会議開催（文書協議）
 - (1) 萩循環まあるバス専用バスプリペイドカードの廃止及び廃後の払戻しについて
- ・令和5年 6月 5日 第1回萩市地域公共交通会議開催
 - (1) 萩市交通ネットワーク計画で定める目標と現状について
 - (2) 萩市地域公共交通網形成計画（萩市交通ネットワーク計画）の改訂について
- ・令和5年 7月26日 第2回萩市地域公共交通会議開催（文書協議）
 - (1) 萩市地域公共交通会議設置要綱の改正について
 - (2) 萩市地域公共交通会議財務規定（案）について
- ・令和6年 1月 5日 第3回萩市地域公共交通会議開催（文書報告）
 - (1) 萩市地域公共交通計画の策定に関する計画の概要及びスケジュール等について
- ・令和6年 6月11日 第1回萩市地域公共交通会議開催
 - (1) 萩市交通ネットワーク計画で定める目標と現状について
 - (2) 令和6年度事業計画（案）について
 - (3) 令和6年度収支予算（案）について
 - (4) 令和7年度地域公共交通確保維持事業に係る萩市地域公共交通計画（案）について
 - (5) 萩バスセンター～惣良台入口線の一部区間廃止について
- ・令和6年 9月20日 第2回萩市地域公共交通会議開催
 - (1) 各種調査結果等について
 - (2) 公共交通の課題の整理について
 - (3) 自家用有償旅客運送の登録の申請について
- ・令和6年11月25日 第3回萩市地域公共交通会議開催
 - (1) 萩市地域公共交通計画（案）について
- ・令和7年 1月23日 第4回萩市地域公共交通会議開催
 - (1) パブリックコメントの実施結果について
 - (2) 萩市地域公共交通計画（案）について

19. 利用者等の意見の反映状況

令和7年4月に策定する萩市地域公共交通計画は、市民へのアンケート調査やバス等の乗り込み調査、地域住民や関係者を集めた移動サービスの在り方検討会を実施し、公共交通の現状と課題を取りまとめ、計画に反映している。

また、公共交通施策については、萩市地域公共交通計画に位置付けている公共交通の基本的な方針や各地域の将来像に基づき、交通事業者をはじめ、地域住民代表や関係機関と協議・調整した上で取り組んでおり、利用者等の意見は反映されている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山口県萩市大字江向510番地

（所 属）萩市商工観光部商工振興課

（氏 名）藤井 翔太

（電 話）0838—25—3583

（e-mail）10443@city.hagi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。